

事務連絡
令和5年4月27日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
農林水産省大臣官房審議官

飲食店における第三者認証制度の廃止に当たっての留意事項について

本日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について」（令和5年4月27日政府対策本部決定）（別添1参照）の通り、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）を5月8日に廃止することとなりました。これに伴い、基本的対処方針に基づく飲食店における第三者認証制度は廃止となりますが、廃止に当たっての留意事項につき、以下の通り通知しますので、各都道府県においては、本事務連絡を踏まえ、対応をお願いします。

（1）事業者の自主的な取組への支援のためのホームページのお知らせ
新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、感染対策は、政府として一律に求めることはなくなり、「個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたもの」として政府が感染症法に基づき情報提供を行うこととなります。以下の内閣官房ホームページにおいて、位置づけ変更後の事業者の自主的な取組への支援として、感染対策を含めた各種情報を掲載していますので、必要に応じてご参照ください。

<内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ>



URL : <https://corona.go.jp/guideline/>

(2) これまでに実施した新型コロナウイルス感染症対策に関する
情報提供のお願い

次の感染症危機に備えるため、政府においては今後、政府行動計画等の内容を充実させ、これに基づき、各府省庁や各都道府県において、充実した訓練や有事への備えに係る業務を着実に実施するとともに、それらが有事に機能するものとなっているかを内閣感染症危機管理統括庁において点検し、更なる改善を行うこととしています。

このため、これまでに実施した新型コロナウイルス感染症対策に関する振り返り、検証を行うため、今後、各都道府県に対し、情報提供（資料提供・ヒアリング等）をお願いすることがございますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

以上

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

令和 5 年 4 月 27 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和 5 年 5 月 7 日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月 8 日に同法の 5 類感染症に位置付けられることとなった。

このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、令和 5 年 5 月 8 日に廃止する。